

【記載例 1-2】増改築等した部分に係る住宅借入金等について控除を受けるとき

控除額

次の計算により計算する（措法 41 三）

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right] \times 1\% \dots\dots \left[\text{100円未満の端数切捨て} \right]$$

設例（住宅借入金等の年末残高の合計額が家屋の購入の対価の額等を超える場合）

居住開始年月日 平成 15 年 11 月 15 日
 増改築等の費用の額 / うち居住用 5,000,000 円 / 5,000,000 円
 住宅借入金等に関する事項
 住宅借入金等の内訳 住宅のみ
 年末残高（当初借入金額） 5,900,000 円（6,000,000 円）

【控除額計算明細書】

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項		土地等に関する事項	
居住開始年月日	㊦ 平成 年 月 日	(平成 年 月 日)		
取得対価の額	㊧ 円		㊨ 円	
総（床）面積	㊩ m ²		㊪ m ²	
うち居住用部分の（床）面積	㊫ m ²		㊬ m ²	

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	㊭ 平成 15 年 11 月 15 日
増改築等の費用の額	㊮ 5,000,000 円
うち居住用部分の金額	㊯ 5,000,000 円

※ ㊮の金額が100万円を超えるときに、増改築に係る住宅借入金（取得）等特別控除を受けることができます。

4 控除証明書の要否

平成16年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の文字を で囲んでください。 要する

5 住宅借入金（取得）等特別控除額の計算（次の該当する算式により計算します。）

住宅借入金等の年末残高の合計額 ㊰ 5,000,000 円 ※ 「住宅借入金（取得）等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書」を使った場合には、その計算明細書の㊱の金額を転記します。

居住の用に供した日等	住宅借入金等の年末残高の合計額	住宅借入金（取得）等特別控除額（100円未満の端数切捨て）
平成11年1月1日以後に居住の用に供した場合	㊰ 5,000,000 円 × 0.01 =	(最高50万円) 50,000 円
平成10年中に居住の用に供した場合 または、平成11年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合で「経過措置の計算方法」を選択した場合	㊱が2,000万円以下のとき ㊱ _____ 円 × 0.01 =	_____, 00 円
	㊱が2,000万円を超えるとき ㊱ _____ 円 × 0.005 + 10万円 =	(最高25万円) _____, 00 円
阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合	㊱が1,000万円以下のとき ㊱ _____ 円 × 0.02 =	_____, 00 円
	㊱が1,000万円を超え、2,000万円以下のとき ㊱ _____ 円 × 0.01 + 10万円 =	_____, 00 円
	㊱が2,000万円を超えるとき ㊱ _____ 円 × 0.005 + 20万円 =	(最高35万円) _____, 00 円

[年末残高計算明細書]

1 家屋や土地等の取得対価の額

	④ 家 屋	⑤ 土 地 等	⑥ 合 計	⑦ 増 改 築 等
取得対価の額等 ①	一面の④ 円	一面の⑤ 円		一面の⑦ 円 5,000,000
あなたの共有持分 ※ 共有となっている場合にのみ書いてください。 ②	—	—		—
あなたの持分に係る 取得対価の額等 (① × ②) ③	円	円	(④の③+⑤の③) 円	円 5,000,000

2 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	⑧ 住 宅 の み	⑨ 土 地 等 の み	⑩ 住宅及び土地等	⑪ 増 改 築 等
新築、購入及び増改築等に係る 住宅借入金等の年末残高 ④	円	円	円	円 5,900,000
連帯債務に係るあなたの負担割合 (四面の⑬の割合) ※ 連帯債務がない場合には、100%と書きます。 ⑤	%	%	%	% 100
住宅借入金等の年末残高 (四面の⑬の金額) ※ 連帯債務がない場合には、④の金額を書きます。 ⑥	円	円	円	円 5,900,000
③と⑥のいずれか少ない方の金額 ⑦				5,000,000
居 住 用 割 合 ⑧	一面の④÷⑥ %	一面の⑤÷⑥ %	%	一面の⑦÷⑧ % 100
居住用部分に係る 住宅借入金等の年末残高 (⑦ × ⑧) ⑨	円	円	円	円 5,000,000
住宅借入金等の年末残高の合計額 (⑧の⑨+⑨の⑨+⑩の⑨+⑪の⑨) ※ ⑩の金額を一面の「5 住宅借入金(取得)等特別控除額の計算」の「住宅借入金等の年末 残高の合計額 a」に転記します。 ⑩				(最高5,000万円) 5,000,000